

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

附 則（令和6年9月17日経企第2730号）
（実施期日）

1 この附則は令和6年10月1日から実施します。

（ドコモ光移転工事費割引施策の適用）

2 当社は、この附則実施の日から令和7年1月29日までの間において、第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプのものを除きます。）に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求（その請求と同時にそのIP通信網サービスの品目を変更する請求をするときを除きます。）を承諾した場合であって、令和7年7月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（550円）

3 当社は、この附則実施の日から令和7年1月29日までの間において、第2種契約に係る契約者回線の移転（設置場所住所の変更がないものを除きます。）に係る請求を承諾した場合であって、令和7年7月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る回線終端装置工事費について料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する料金額に代えて、次表に規定する額を適用します。

区分		単位	工事費の額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	1 配線ごとに	1,000円（1,100円）
	回線終端装置の部分	1 装置ごとに	500円（550円）

（ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）

4 当社は、この附則実施の日から令和7年1月29日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和7年3月31日までにその承諾に基づく工事（移転に係る請求に伴うものを除きます。）を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。

（1）第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。）に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。

（2）第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限りま

第1章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表3（略）

す。）に関する接続方式に係る品目をVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。 (3) 第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限りま。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限りま。）に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限りま。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限りま。）に係る一般契約を締結するとき。 (4) 特定FTH事業者（東日本電信電話株式会社に限りま。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー5－2における提供の形による細目がⅡ－1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1－2型又はグレード2のものに限りま。）について、サービス転用により、当社とIP通信網契約（第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限りま。）を締結するとき。 (5) 当社以外の電気通信事業者が提供するIP通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が認めるものに限りま。）について、事業者変更を利用して当社とIP通信網契約（第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限りま。）を締結するとき。 （ドコモ光1ギガ⇒10ギガ料金プラン変更工事料無料特典の適用） 5 当社は、この附則実施の日から令和7年1月31日までの間において、IP通信網契約（第3種契約を除きます。）に関する通信速度種別に係る品目を1Gタイプから10Gタイプへ品目変更する場合であって、令和7年7月31日までにその承諾に基づく工事（移転に係る請求に伴うものを除きます。）を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費の支払いを要しません。	
---	--